

令和3年10月20日

救急隊への公務執行妨害及び器物損壊事件の裁判結果について

令和3年7月8日に発生した救急隊への公務執行妨害及び器物損壊事件の裁判結果についてお知らせいたします。

1. 概要及び結果

令和3年7月8日、2時26分頃、習志野市実籾3丁目で発生しました本市救急隊に対する公務執行妨害及び器物損壊事件について、令和3年9月27日に千葉地方裁判所で被告人に対し罰金30万円の判決が下されました。

2. 宮本泰介市長のコメント

今回の件は、本市の救急業務遂行に大きな支障となる事案であり、市民の安全安心な暮らしをおびやかすものであった。

今後も同様のことがあれば、厳正に対処する。

問合せ先
習志野市消防本部警防課
電話：047-452-1283